

報 告 書	
報告者	政策財政課 人口減少対策係 原田祐佳里
会議名	令和4年度 会津美里町空家等対策計画協議会
会議日時	令和4年 10 月6日(木) 14 時～15 時 10 分
会議場所	役場本庁舎 2 階 203・204 会議室
出席者	協議会委員:12 名(名簿のとおり) ※代理出席2名 会津地方振興局企画商工部長 及川委員 → 企画商工部副部長 伊藤真子氏 会津若松警察署会津美里分庁舎分所長 阿部委員 → 刑事第一課兼刑事第二課 捜査係長 幕田健嗣氏 事務局(政策財政課)4名:課長 國分利則、課長補佐 立川昇、人口減少対策係長 國分政和、主査 原田祐佳里 説明員(建設水道課)2名:課長補佐 加藤定行、主事 佐藤佳久
報告事項	以下のとおり報告します。 委嘱状交付: 任期満了に伴う改選により委員全員へ委嘱状を交付。 代表して弁護士の駒田晋一氏へ町長から委嘱状を交付した。 委員紹介、事務局職員紹介: 立川補佐 開会: 立川補佐 委員長挨拶: 杉山町長 協議会要綱の説明: 國分係長 協議: 杉山委員長(町長)が議長となり、協議進行。 (1) 副委員長選出 事務局案のとおり、自治区長連絡協議会副会長の佐治委員に決定。 (2) 前年度の取り組み経過について 事務局より説明を行った。 質疑なし。 (3) 今年度の取り組み経過について 事務局より説明を行い、意見・質問等を受ける。 (委 員) 会津美里町空家等除却推進事業補助金について、補助対象空き家を拡充することで、補助金がより充実したものとなっているのだと思うが、要件に「5年間または10年間 期間譲渡又は譲与禁止」とある。これは、除却した後は何にも利用できないという縛りがあるということか。 (説明員) ご指摘のとおり、不良住宅や空家住宅等については譲渡・譲与が出来ない期間を設定しているが、その期間は地元行政区へ無償貸与することとしている。例えば、地元の方の雪捨て場やスクールバスの待合所等にご活用いただきたい。また、禁止期間を過ぎた土地に関しては、譲渡や譲与をしていただいて問題はない。 (委 員) 固定資産税は所有者支払いなのか。 (説明員) 所有者(納税義務者)支払いとなっている。

報告事項	(委 員) 空き地がたくさんあり、草が生えて原野のようになっている土地が点在している。 このような土地について指導はされているのか。また、指導するにしても法的根拠はないため、都市近郊に見られるような条例化が必要となってくるのでは。 (事務局) 宅地であれば空き地バンクへ登録し利活用を提案できるが、原野等になると農業委員会等での対応となる。 (委 員) 住宅地の中にある土地なので宅地である。家を壊してそのまま原野化している土地が多くあり、指導をしなければ町の景観が悪くなってしまう。 (事務局) たしかに町中に草が繁茂し動物等が住み着いているような土地について、空家特措法で指導することはできないが、町民税務課環境衛生係において、例えば「住宅地周辺の生活環境を脅かす」ということで対応しているケースもある。 (委員長) 補足させていただくと、昨年度の自治区長との懇談のなかで、空き家や空き地に関してはどの地区でも問題となっていた。あるところでは、所有者は分かっており連絡も取れるが、所有者側から「私の土地に入らないでほしい」と言われているというケースもあった。ほかには、所有者に連絡を取ることができる場合には、集落で行う作業の一つとして草刈り等を行っているところもあった。連絡がつかない場合や、所有者から敷地へ入らないよう言われている場合は対応が難しい。 (事務局) 資料2のチラシの裏面にシルバー人材の「空き家サポート業務」に関する案内がある。このチラシは固定資産税納税通知書に同封しているもので、昨年度も草刈り等を行った実績がある。遠方に住んでおり管理が難しいという方には、こちらの制度等を活用いただきたい。 (委 員) 空き家サポート業務について、令和4年度高田地域では1件しかない。制度のPRの仕方を検討したほうがよいのかもしれない。 その他：一般社団法人TORCHより、町の空き家・空き地バンクに関する取組について説明を行った。 閉会：立川補佐
-------------	--